

Title	〔商法一四三〕 株主に新株割当通知が到達しなかった場合と会社の賠償責任 (東京地裁昭和四五年七月一日判決)
Sub Title	
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1975
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.48, No.3 (1975. 3) ,p.59- 62
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19750315-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 一四三〕 株主に新株割当通知が到達しなかつた場合と

会社の賠償責任

〔東京地裁昭和四五年七月一日判決
昭和四四年(ワ)一〇七八七号損害賠償請求事件
判例時報六一一号八八頁〕

〔判示事項〕

会社の株主に対する新株割当通知は株主名簿上の株主の住所にあって発すれば、その住所が真実の住所であると否とを問わず到達が擬制され、株主が新株引受権を喪失しても会社に損害賠償の責任はない。

〔参照全文〕

商法二二四条、二八〇条ノ三ノ二、二八〇条ノ三ノ三、二八〇条ノ五。

〔事実〕

原告Xは昭和四四年一月三一日午後三時現在、被告Y会社の株主名簿に記載された株主であり、その所有株式数は五〇〇〇株であった。Y会社では昭和四三年一月三〇日開催の取締役会において、昭和四四年一月三一日午後三時現在の株主名簿上の株主に対し、その

所有株式数二株につき新株式一株の割合をもつて割当て、申込期間は同年四月一〇日から同月三十一日まで、払込期日は同月三〇日と決定した。そこで、XはY会社発行の新株式二五〇〇株の新株引受権を取得することとなつた。この決定に基いて、Y会社では昭和四四年三月二〇日に、同年一月三一日午後三時現在の株主に対し、株主名簿に記載された住所にあてて、新株式申込証、新株式目論見書、新株式割当ご通知と題する書面を普通郵便にて一括発送した。ところがXはこの郵便物を受領しておらず、新株の申込などの手続をとることができなかつたため、新株式二五〇〇株の引受権を失つた。

そこでXは、商法二二四条は株主名簿の記載に免責的効力を認め、株式事務の簡素化を計つたものであるが、本件のように、真実の住所地が記載してあり、かつ、その住所地を宛先として通知する場合と同条の適用以前の問題であり、その通知、催告の効力については、

民法九七条を適用すべきものであるとした。従つて、Y会社はその通知の発信の事実はもちろん、その到達をも立証すべき責任がある。そこで新株割当通知書などの到達が立証できない以上、会社はこれらの書類の交付義務の不履行による損害を賠償すべきであると訴えたのが本件である。

これに対してY会社は、昭和四四年三月二〇日にXを含む全株主に対し、新株式申込証を新株式目論見書、新株式割当通知書と共に発送した(商二八〇ノ三ノ二・三四)。従つて、Xはこの割当通知を通常到達すべかりし時に受領したものとみなされる(商二二四Ⅱ)。また、Y会社は同年四月一〇日に、割当に適しない株主を除く全株主に対し、申込は四月二一日までであるからお忘れなくとのほかぎを発送している。のみならず、昭和四三年一月四日には新株発行に関する取締役会決議の公告を、同四四年一月二六日には割当日は一月三一日であるから名義書換をお忘れなくとの注意を、同年三月一〇日には新株式割当募集公告を、同年四月一五日には新株式申込締切日は四月二一日である旨の公告を、それぞれ新聞紙上で行つている。それにもかかわらず、Xは申込期日を徒過して引受権を失つたのであるから、Y会社は何らの損害賠償義務を負わないと抗弁した。

〔判旨〕

請求棄却。

「株式会社は新株を発行する場合、払込期日の二週間前に新株発行事項を公告し又は株主に通知することを要する(商法二八〇条ノ三

ノ二)が、その場合の通知は、株主名簿に記載した株主の住所又はその者が会社に通知した住所に宛ててなせば足り(同法二二四条一項)、右通知は通常その到達すべかりし時に到達したものと看做される(同条二項)。

このことは、株式会社が通常多数の株主をもち、しかも株主が激しく変動することに対応して、会社に株主の真実の住所の探索の困難さを解消させ、更に株主宛の通知、催告の不着、遅延から生じる会社の義務を免責することによつて株主に関して生起する法律関係を簡易、迅速かつ画一的に処理する趣旨であると解される。原告は株主名簿に真実の住所地が記載してあり、且つその住所地を宛先として通知する場合は商法二二四条二項の適用以前の問題であると主張するが、同条は株主名簿に記載された株主の住所に通知すれば、その住所が真実の住所であると否とを問わず、到達を擬制し株式事務の簡易化をはかるうとするものであつて原告の右主張は理由がない。

「もつとも新株割当通知のような重要な通知が、普通郵便によつてなされることは、今日の如き社会生活が複雑多様化し、殊に郵便事務の増加により遅配、不着などの事故が増加しつつあることが顕著な状況においては株主保護に徹していないとの疑問がある。たとえ費用の面で多額の支出を余儀なくされても、書留郵便の方法で通知すれば、このような過誤は殆ど防止できるはずだからである。しかし、このことは企業自体が、その利益追求と株主保護とを考慮しながら、その責任においてどのような方法をとるか決すべきことであつて、かかる方法をとらなかつたからといつて会社に法律的责任を

課することはできない。殊に本件においては、『証拠略』によれば、被告は各株主に対し新株式申込をとくそくする一方、新聞広告により新株発行に關して必要な事項の公告、とくそくなどを重ねてきたことが認められ、この点においても被告の処置を不相当であるといふことはできない。」

〔評釈〕

判旨に賛成。本件は増資新株の割当に際して、会社から普通郵便で送付された新株式割当通知書、株式申込証などが到達せず、そのため申込期日までに申込をなすことができずに引受権を喪失したとして、株主が会社に対して損害賠償を請求した事件である。商法上は、株主が新株引受権を有する場合には、会社は各株主に対して、その者が有する引受権の内容、一定期日までに新株の申込をしないと失権する旨などを通知することを要するが（商二八〇ノ五）、この通知には新株式申込証、新株式目論見書などが同封されるのが通常である。そして、Y会社がこの通知を株主に発送したかという点については、昭和四四年三月二〇日に同年一月三一日午後三時現在の総株主四万二九一名のうち、Y会社事務員が直接手渡した二〇名と外国株主一〇名を差引き、Xを含む四万一六一名の株主に対し、株主名簿に記載した住所にあてて新株式申込証、新株式目論見書と共に新株式割当通知書を普通郵便で一括発送したことが認定されている。

この新株式の割当通知についても、商法二二四条が適用されることには争いがないから、会社はこの通知を株主名簿に記載した株主の住所またはその者が会社に通知した住所にあててなせば足り

（商三四一）、しかも、その通知は通常その到達すべかりし時に到達したもののみなされる（商二二四二）。従つて、本件においては発信地、到達地とも東京都区内であるから、発信後二日または三日以内には到達したものとみなされる。そこで、新株式の割当通知はその発送が認定されれば、やがて到達したものとして取扱われ、その結果、実際には到達しなかつた場合でも、会社は不到達に基づく損害の賠償に應ずる義務はないこととなる。これに対してXは、株主にあつた通知に右のような効力が認められるのは、株主の住所と株主名簿上のそれとが異なつている場合だけである。いいかえれば、株主名簿に真実の住所が記載されている場合には、商法二二四条の問題ではなく、実際にその通知が到達したかどうかが問題となるから（民九七一）、Y会社の方で到達の事実も立証する必要があると主張している。

商法二二四条の立法趣旨は、株式会社における多数のしかも変動しやうい株主を相手に株式事務を行う場合、会社に過重な負担のかかるのを防止し、株主に関する法律問題を迅速かつ画一的に処理できるようにしようとするものである（大判大正三・四・二九民録二〇輯三五二頁）。その意味からいふならば、Xの主張するように、既に転居しているにもかかわらず、株主が怠慢で住所変更をしないため通知が到達しなかつたという場合のみでなく、株主名簿に真実の住所が記載されておりそこにあてて発送したが、その通知が延着した場合、到達しなかつたという場合（東京控判大正六・一一・一七新聞一三五五号一八頁）なども含まれる。更に、株主にあてて発送された通

知が会社に返送され、不着の事実が会社に明らかな場合も同様に（大判大正八・一一・一八民録二五輯二六五頁）、その通知が通常到達すべき時に到達したものとみなされる。このように理解した場合、意思表示の効力発生時期をその到達の時と定めた民法九七条の到達主義の原則を前提としながら、商法二二四条は株主への通知を発すれば会社は免責されるとして、到達までの事故の危険から会社を救済している点では、いわゆる発信主義の考え方に立つていともいえる（西島梅治「注釈会社法」一四頁、二二四条に対する注釈。ここで発信主義という言葉を用いることの適否は別として、民法九七条の原則をそのまま適用できないものであることはいうまでもない。

判旨のいうように、新株割当通知書のような重要な通知については、普通郵便で株主名簿上の届出住所にあてて発すれば足りるといえるには、株主保護の点からいつて躊躇を覚えることも事実であろう。もちろん、法律が要求している手続を行っている以上、会社に法律上の責任の生じないことは当然である。この場合には、会社は株主名簿上の住所にあてて通知すれば免責されるのが原則であるから、極端な信義則違反の場合に別として、通常は取締役の善管注意義務の違反は問題とならない。それにもかかわらず、新株割当によせる株主の関心の強さを考慮して、会社はそれ以外にもはがきで通知し、また、新聞広告を繰返しているのが実状である。本件で

も、通知や広告が何回か行われているわけであつて、法律上は義務づけられないそれらの手続をどの程度まで行えば、失権した株主に ついても止むをえないと考えられるか、それに要する費用と危険を 較量しながら、会社自身がそこでとるべき方法を見出すほかはない ように思われる。こうした立場から、本件増資に当つてY会社の行 つてきた手続を全体として眺めれば、仮りに新株割当通知書は不到 達であつても、株主あてに他のはがきも出されているから、Xはそ の権利を保全するための手続をとりうる余裕があつたとして、Y会 社の処置は不相当とはいえないとした判旨の立場は妥当である。

ただ、XとY会社とは新株式割当通知書などの不到達を問題とし ながら、実際にはいわゆる新株発行の公示に関する商法二八〇条ノ 三ノ二を引用している。判旨もこれにひきずられて同条を引用して いるのみでなく、内容上も新株発行の公示を問題にしているように 見え見るところもある。けれども、株主に引受権を与えて新株を発 行する場合には、新株発行の公示は当然には必要でなく（商二八〇ノ 三ノ三一）、商法二八〇条ノ五のいわゆる失権予告付の申込の催告が 要求されるわけである。この点は不注意から出た誤りといえよう。

附記 本件については竹内昭夫教授による判例研究があり（ジ ュリスト五三九号一六頁）、判旨の結論に賛成される。